株式会社外為どっとコム　店頭外国為替保証金取引説明書（らくらく FX 積立）　新旧対照表

＜2026 年 11 月 28 日改訂＞

（下線部は変更箇所）

新（変更後）	旧（変更前）
店頭外国為替保証金取引説明書(らくらく FX 積立) （略） **Ⅲ．店頭外国為替保証金取引説明ガイド** **１．～41.**（略） **42.** 課税上の取扱い 店頭外国為替保証金取引を含め、個人が行った店頭金融先物取引で発生した利益（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。スワップポイント自動振替またはスワップポイント再投資により口座内に振り替えたスワップポイントは、対象となるポジションが未決済であっても、振替時に損益が確定し、振替を行った年の「先物取引に係る雑所得等」の計算に含まれます。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。法人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。 以下省略 以上	**店頭外国為替保証金取引説明書(らくらく FX 積立)** （略） **Ⅲ．店頭外国為替保証金取引説明ガイド** **１．～41.**（略） **42.** 課税上の取扱い 店頭外国為替保証金取引を含め、個人が行った店頭金融先物取引で発生した利益（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。法人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。 以下省略 以上